

## 顧問に関する規程

公益財団法人 国際宗教研究所

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人国際宗教研究所（以下、当法人とする）の顧問に関し必要な事項について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程における顧問とは、当法人の理事の過半数による決定に基づき、当法人の活動に有用な意見を述べることのできる学識経験者・有識者の中から理事長が任命し者である。

(職務の内容)

第 3 条 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- (3) 前 2 項の規定にかかわらず、当法人の発展に寄与すると思われる意見があれば、理事長に対し任意に述べること

(任期)

第 4 条 顧問の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(報酬等の支給)

第 5 条 顧問の報酬は無報酬とする。ただし、職務を行うために要した費用については、その実費相当額を支払うものとする。また、顧問が当法人のために意見を述べる際に必要となる資料作成の際、当法人内に設置された複写機を利用することができる。

(秘密保持)

第 6 条 顧問は、その任期中においても、退任後においても、顧問任務遂行上で知り得た機密を他に漏らしてはならない。

(改正)

第 7 条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規程に定めのない事項については理事会において決定する。軽微な事項（個々の顧問の事情に依るものなど）については、理事長と顧問との協議により決定することができる。

附則

この顧問規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める当法人の公益財団法人設立登記の日から施行する。